

土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第9項において準用する同法第10条第1項の規定により、次の表の左欄に掲げる土地改良区が当該右欄に掲げる土地改良事業を行うことについて令和4年12月1日認可した。

令和4年12月13日

香川県知事 池 田 豊 人

土 地 改 良 区 名	土 地 改 良 事 業 名
満濃池土地改良区	単独県費補助土地改良事業（水路改修事業）吉野幹線地区
〃	単独県費補助土地改良事業（水路改修事業）吉野幹線地区
〃	単独県費補助土地改良事業（水路改修事業）荒川地区